

カンボディア国際平和協力業務実施要領の概要

(停戦監視分野)

1 国際平和協力業務が行われる地域及び期間

- (1) カンボディア国内において、国連事務総長等が指図する地域。ただし、事務総長等の指図により、タイ、ラオス又はヴィエトナムにおいて業務を行う場合は、それらの国内で事務総長等が指図する地域。
- (2) 平成4年9月11日から平成5年10月31日までの間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

紛争の停止の遵守状況の監視等（国際平和協力法第3条第3号イ、ロ及びハに掲げる業務）

3 国際平和協力業務の実施の方法

(1) 原則

- ア 実施計画及び実施要領の範囲内において、事務総長等の指図の内容に従い業務を実施
- イ 事務総長等との緊密な連絡
- ウ 隊員は、業務を行うに当たり、武器を携行しない。

(2) 具体的な業務内容

- ア すべての種類の外国の軍隊が、カンボディアから撤退すること及び復帰しないことの検証
 - イ カンボディアの各派に対する外部からの軍事援助の停止状況の検証
- (ア) カンボディア側の国境沿いの経路及び選定された地点等におけ

る検問の実施

(イ) 各派に対する武器の供給の申立を調査し、巡視を実施するための移動調査の実施

ウ 武器及び軍事補給品の貯蔵場所の調査

エ 停戦協定違反に関するカンボディア各派からの情報又は苦情があった場合の調査の実施

(3) 交代要領

派遣後、概ね6か月を経過した後、隊員を交代

4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する自衛官

(1) 国連の要請する階級を有する者であること。

(2) 業務の実施に必要な体力及び精神力を有する者であること。

(3) 業務の実施に必要な語学力を有する者であること。

(4) カンボディアに関して政治的な利害関係を有していない者であること。

(5) その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

(1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項

(2) 派遣先国の住民との関係に関する事項

6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第1号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和

協力業務の中断に関する事項)

- (1) 本部長が業務を中断するよう指示した場合、隊員は当該業務を中断する。
- (2) 次に掲げる場合には、その状況等を本部長に報告し、指示を受ける。
 - ア 紛争当事者が停戦合意、平和維持活動及び我が国による国際平和協力業務の実施に対する同意を撤回する旨の意思表示を行った場合
 - イ 大規模な武力紛争の発生等により、もはや前記の合意又は同意が存在しないと認められる場合
 - ウ ア、イに掲げる場合のほか、前記の合意又は同意が存在しないと認められる場合
 - エ 国際連合平和維持活動がもはや中立性をもって実施されなくなったと認められる場合
- (3) 業務の中断の際の報告
- (4) 中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

7 その他本部長が当該国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

(1) 実施要領の変更権限の一部委任

隊員は、必要な場合には、具体的な業務内容について、実施計画の変更を伴わない限度において、事務総長等の指図に適合するよう、実施要領を変更することができる。

- (2) 実施計画の変更を必要とする事務総長等の指図があった場合の措置
当該指図の内容その他必要な事項につき、可能な限り速やかに本部長に報告し、その指示を受ける。

(3) 安全のための措置

ア 隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、本部長の指示を受け及び事務総長等と連絡をとる暇がないときは、業務を一時休止する。

イ 必要に応じ、他のUNTAAC要員又は在カンボディア日本大使館の館員（カンボディア現地支援チーム要員を含む。）と連絡をとる等積極的に自らの安全に係る情報の収集に務め、常に安全の確保に留意する。

(4) 業務を遂行できない場合の措置

病気、事故等の場合には、本部長に報告するとともに事務総長等に連絡。

(5) 調査、効果の測定等についての報告

隊員は、業務に関する調査、効果の測定及び分析について、本部長に随時報告。

(6) 装備の取扱い

隊員は、外為法上の武器を隊員以外の者に貸与し又は供与してはならない。

(7) カンボディア国際平和協力隊の隊長と隊員との関係

別途本部長が定める。

カンボディア国際平和協力業務実施要領の概要
(道路、橋等の修理等の後方支援分野)

1 国際平和協力業務が行われる地域及び期間

- (1) カンボディア国内のプノンペン市並びにココン、カンポット、タケオ、コンポンスプー、カンダル、プレイヴィエン及びスヴァイリンの各州であって、国際連合事務総長等の指図する地域。ただし、輸送、補給等を行う場合は、フィリピン、タイ及びシンガポール等を含む。
- (2) 平成4年9月11日から平成5年10月31日までの間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

- (1) 道路、橋等の修理等
- (2) UNTAC構成部門等に対する水又は燃料の供給
- (3) UNTAC構成部門等の要員に対する給食
- (4) UNTAC構成部門等の要員に対する宿泊又は作業のための施設の提供
- (5) UNTAC構成部門等の要員に対する医療
- (6) 制憲議会選挙に係るUNTAC等の物資の保管
- (7) (1)から(6)までに掲げる業務を実施する自衛隊の部隊に係る輸送、補給等
- (8) UNTACの要請に応じて実施する物資等の輸送
- (9) カンボディア国際平和協力隊のための物資等の輸送

3 国際平和協力業務の実施の方法

- (1) 2(1)から(6)までに掲げる業務に関する事項

ア 原則

実施計画及び実施要領の範囲内において、事務総長等による指図の内容に従い業務を実施。

なお、2(2)から(6)までに掲げる業務については、施設部隊の能力の余裕を活用して実施

イ 事務総長等との緊密な連絡

ウ 地雷に関する事項（実施の方法及び装備）

隊員の安全を確保するため装備する地雷探知機セット、施設作業安全化器材等により、地雷の探知、処理等所要の措置を講ずることができる。

エ 派遣要領

平成4年10月中に現地において業務を実施できるよう、施設部隊を派遣

オ 交代要領

派遣後、概ね6か月を経過した後、施設部隊を交代

(2) 2(7)に掲げる業務に関する事項

陸上、海上、航空自衛隊により輸送、補給等を実施

(3) 2(8)及び(9)に掲げる業務に関する事項

自衛隊の部隊は、2(7)に掲げる業務を実施するに際し、その能力上の余裕を活用して実施できる場合に限り、UNTAC又はカンボディア国際平和協力隊のための物資等の輸送を実施

4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

2に掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有し、以下に掲げる要件を満足する自衛官

- (1) 業務の実施に必要な体力及び精神力を有する者であること
- (2) 業務の実施に必要な語学力を有する者であること

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

- (1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項
- (2) 派遣先国の住民との関係に関する事項

6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第1号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項）

- (1) 防衛庁長官が本部長と協議の上、業務を中断するよう指示した場合、国際平和協力業務を行う部隊の長は当該業務を中断する。
- (2) 次に掲げる場合にはその状況等を防衛庁長官を通じて本部長に報告し、指示を受ける。

ア 紛争当事者が停戦合意、国際連合平和維持活動及び我が国による国際平和協力業務の実施に対する同意を撤回する旨の意思表示を行った場合

イ 大規模な武力紛争の発生等により、もはや前記の合意又は同意が存在しないと認められる場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、前記の合意又は同意が存在しないと認められる場合

エ 国際連合平和維持活動がもはや中立性をもって実施されなくなると認められる場合

- (3) 業務の中断の際の報告
- (4) 中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

7 その他本部長が当該国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

(1) 実施計画又は実施要領の変更を必要とする事務総長等の指図があった場合の措置

当該指図の内容その他必要な事項につき、可能な限り速やかに防衛庁長官を通じて本部長に報告し、防衛庁長官の指示を受ける

(2) 安全のための措置

ア 隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、防衛庁長官の指示を受け及び事務総長等と連絡をとる暇がないときは、業務を一時休止する。

イ 必要に応じ、他のUNTAC要員又は在カンボディア日本大使館の館員（カンボディア現地支援チーム要員を含む。）と連絡をとる等積極的に部隊の安全に係る情報の収集に努め、常に安全の確保に留意する。

(3) 武器の携行・保管及び使用

武器を保安上適切と認める場所に厳重に保管。必要と認める場合、事務総長等の指図の範囲内において、自衛官に武器を携行させることができる。

カンボディア以外の派遣先国においては、武器を携行させない。

武器の使用は、国際平和協力法第24条に定めるところによるものとする。

(4) 調査、効果の測定等についての報告

部隊長たる国際平和協力隊員は、業務に関する調査、効果の測定及び分析について、速やかにその内容をとりまとめの上、本部長に報告し、本部長は、防衛庁長官に対し通報する。

(5) 隊員の交代

疾病、事故その他一身上の真にやむを得ざる理由による交代

(6) 装備の取扱い

隊員は、外為法上の武器を隊員以外の者に貸与し又は供与してはならない。

(7) カンボディア国際平和協力隊の隊長と部隊長等の関係

別途本部長が定める。

カンボディア国際平和協力業務実施要領の概要
(文民警察分野)

1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

- (1) カンボディア国内で、国連事務総長等が指図する地域。
- (2) 平成4年10月5日から平成5年7月31日までの間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

警察行政事務に関する助言若しくは指導又は警察行政事務の監視（国際平和協力法第3条第3号チに掲げる業務）

3 国際平和協力業務の実施の方法

(1) 原則

ア 実施計画及び実施要領の範囲内において、事務総長等の指図の内容に従い業務を実施

イ 事務総長等との緊密な連絡

(2) 具体的な業務内容

ア カンボディア警察行政事務実施機関に対する助言若しくは指導又は監視

イ 基本的人権の尊重と自由の保護の意義及び警察行政事務の公平中立性の重要性の意義に関する住民の啓発

ウ 事務総長等に対する報告書の作成及び提出

4 国際平和協力業務に従事する者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する警察官

- (1) 基本的人権の尊重と自由の保護の意義及び警察行政事務の公平中立性の重要性の意義を理解し、その意義を説明することができる者であること。
- (2) 業務の遂行に必要な体力及び精神力を有する者であること。
- (3) 業務の遂行に必要な語学力を有する者であること。
- (4) カンボディアに関して政治的な利害関係を有していない者であること。
- (6) その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

- (1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項
- (2) 派遣先国の住民との関係に関する事項

6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第1号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項）

- (1) 本部長が業務を中断するよう指示した場合、隊員は、当該業務を中断する。
- (2) 次に掲げる場合には、その状況等を本部長に報告し、指示を受ける。
 - ア 紛争当事者が停戦合意、国際連合平和維持活動及び我が国による国際平和協力業務の実施に対する同意を撤回する旨の意思表示を行った場合
 - イ 大規模な武力紛争の発生等により、もはや前記の合意又は同意が

存在しないと認められる場合

ウ ア、イに掲げる場合のほか、前記の合意又は同意が存在しないと認められる場合

エ 国際連合平和維持活動がもはや中立性をもって実施されなくなると認められる場合

(3) 業務中断の際の報告

(4) 中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

7 その他本部長が国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

(1) 実施要領の変更権限の一部委任

隊員は、必要な場合には、具体的な業務内容について、実施計画の変更を伴わない限度において、事務総長等による指図に適合するよう、実施要領を変更することができる。

(2) 実施計画の変更を必要とする事務総長等の指図があった場合の措置
当該指図の内容その他必要な事項につき、可能な限り速やかに本部長に報告し、その指示を受ける。

(3) 安全のための措置

ア 隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、本部長の指示を受け及び事務総長等と連絡をとる暇がないときは、業務を一時休止する。

イ 必要に応じ、他のUNTA C要員又は在カンボディア日本大使館の館員（カンボディア現地支援チーム要員を含む。）と連絡をとる等積極的に自らの安全に係る情報の収集に努め、常に安全の確保に留意する。

(4) 業務を遂行できない場合の措置

病気、事故等の場合には、本部長に報告するとともに事務総長等に連絡する。

(5) けん銃の携行、保管及び使用

隊員は、けん銃を保安上適当と認める場所に厳重に保管。必要と認める場合、事務総長等の指図の範囲内において、けん銃を携行することができる。この場合、けん銃の携行が必要と認めるに至った状況について本部長に報告する。

けん銃の使用は、国際平和協力法第24条に定めるところによるものとする。

(6) 調査、効果の測定等についての報告

隊員は、業務に関する調査、効果の測定及び分析について、本部長に随時報告する。

(7) 装備の取扱い

隊員は、外為法上の武器を隊員以外の者に貸与し又は供与してはならない。

(8) カンボディア国際平和協力隊の隊長と隊員の関係

別途本部長が定める。

カンボディア国際平和協力業務実施要領の概要

(選挙分野)

1 国際平和協力業務が行われる地域及び期間

- (1) カンボディア国内において、国連事務総長等が指図する地域。
- (2) 平成5年5月6日から同年6月11日までの間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

憲法制定議会の選挙の公正な執行の監視又はその管理（国際平和協力法第3条第3号トに掲げる業務）

3 国際平和協力業務の実施の方法

(1) 原則

ア 実施計画及び実施要領の範囲内において、事務総長等の指図の内容に従い業務を実施

イ 事務総長等との緊密な連絡

(2) 具体的な業務内容

ア 各投票所における監視又は管理

(ア) 投票所の管理運営に責任を有する投票所の統括者を補佐する。

(イ) 担当地域内に投票所における投票時間中、投票が自由かつ中立的な状況で行われることを確認する。この場合、投票の秘密保持は特に配慮する。

(ウ) 投票用紙の輸送の際に同行する。

(エ) 投票の集計を補佐する。

(オ) (ア) から (エ) までに掲げるもののほか、UNTACの選挙部門又は投票所の統括者の指定する業務を実施する。

イ 報告書の作成及び提出

事務総長等に対し、投票が自由かつ公正に行われているか否か等について報告書を作成し、提出する。

4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する者

- (1) 公正・自由・民主主義的な選挙の意義を理解しており、その意義を説明することができる者であること。
- (2) 業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有する者であること。
- (3) 業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。
- (4) 有効な自動車運転免許を有し、かつ、4輪駆動車の運転経験を有する者であること。
- (5) その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

- (1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項
- (2) 派遣先国の住民との関係に関する事項

6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第1号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項）

- (1) 本部長が業務を中断するよう指示した場合、隊員は当該業務を中断

する。

(2) 以下に掲げる場合には、その状況等を本部長に報告し、指示を受ける。

ア 紛争当事者が停戦合意、国際連合平和維持活動及び我が国による国際平和協力業務の実施に対する同意を撤回する旨の意思表示を行った場合

イ 大規模な武力紛争の発生等により、もはや前記の合意又は同意が存在しないと認められる場合

ウ ア、イに掲げる場合のほか、前記の合意又は同意が存在しないと認められる場合

エ 国際連合平和維持活動がもはや中立性をもって実施されなくなると認められる場合

(3) 業務の中断の際の報告

(4) 中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

7 その他本部長が当該国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

(1) 実施要領の変更権限の一部委任

隊員は、必要な場合には、具体的な業務内容について、実施計画の変更を伴わない限度において、事務総長等の指図に適合するよう、実施要領を変更することができる。

(2) 実施計画の変更を必要とする事務総長等の指図があった場合の措置
当該指図の内容その他必要な事項につき、可能な限り速やかに本部長に報告し、その指示を受ける。

(3) 安全のための措置

- ア 隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、本部長の指示を受け及び事務総長等と連絡をとる暇がないときは、業務を一時休止する。
- イ 必要に応じ、他のUNTAC要員又は在カンボディア日本大使館の館員（カンボディア現地支援チーム要員を含む。）と連絡をとる等積極的に自らの安全に係る情報の収集に努め、常に安全の確保に留意する。
- (4) 業務を遂行できない場合の措置
- 病気、事故等の場合には、本部長に報告するとともに、事務総長等に連絡。
- (5) 調査、効果の測定等についての報告
- 隊員は、業務に関する調査、効果の測定及び分析について、本部長に随時報告
- (6) 装備の取扱い
- 隊員は、外為法上の武器を隊員以外の者に貸与し又は供与してはならない。
- (7) カンボディア国際平和協力隊の隊長と隊員との関係
- 別途本部長が定める。